

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等
●災害対策本部の運営に関すること			
1	情報収集・電話対応	市の災害対策本部へ連絡したがなかなかつながらない。職員により答えが違うことがあり混乱した。対応も被災者の気持ちを汲んでももらえないものもあった。担当課へ連絡が届いていない。	災害発生時、市民の問い合わせに的確に応じられるように電話を受ける体制や電話対応マニュアルをつくり徹底を図る。
2	初動体制について	住民の方から見てほしいと再三の要請があったにもかかわらず出向くのに日数を要した事例があった。現地の確認をしておかないと指示も出せないのではないか。	窓口の一本化を図り各担当課に振り分ける仕組みを作る。また、できるだけ速やかに対応ができるよう行動マニュアルを作成する。
○その他災害対策全般に関すること			
3	指揮命令系統	災害が広範囲にわたり、業者が来て復旧作業をしているが、誰が陣頭指揮を執るのか、明確でない。	災害が広範囲にわたっているとき、誰が陣頭指揮を執るのかを明確にし、復旧作業がスムーズにできるよう、地域側の窓口を明確にする。
4	罹災証明	罹災証明・被災証明等の手続きを知らない人が多い。罹災証明の写真等の添付についてはすぐに復旧作業に入り撮っていない。	被災者に手続きを周知する手段の構築が必要である。また、手続きの簡略化も検討してほしい。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

●避難情報の広報に関すること			
5	防災訓練・防災教育	避難等に関する情報の内容が理解されておらず、聞いても避難する行動に結びつかなかったり、危機感が伝わっていなかったりした。	学校における防災教育の充実。 マニュアル(避難時の準備等)の作成と配布、住民学習会等での周知。 町内会との連携、また訓練・講習実施による危機管理の徹底。
6	情報の伝達と共有	避難等に関する情報の内容が理解されておらず、聞いても避難する行動に結びつかなかったり、危機感が伝わっていなかったりした。 また、電波の届いていない地域もある。	避難等に関する内容の再検討(緊急性が伝わるように)が必要ではないか。 正しい情報の受け取り方並びに情報発信の方法の周知。 携帯電話の電波エリア拡大要請や個別端末整備。
7	ハザードマップ見直し・活用	ハザードマップの情報が十分周知されていない。 府中市にはハザードマップ未作成の地域がある。 各地域において危険箇所がわからない住民が多い。	ハザードマップ作成を急ぐこと。今回の状況を加味した現行マップの見直しと周知方法の検討。説明会・勉強会等を実施し住民に危険箇所を周知し、必要に応じ避難場所等の見直しを行う。
●自主防災組織との連絡調整に関すること			
8	自主防災組織の活性化・災害対応の訓練	災害発生時に被災状況を誰がどのようにして把握し、どこへ報告するのか。 スムーズな避難や避難行動要支援者に対する安否確認など防災訓練がされていないと徹底しない。	まだ自主防災組織を立ち上げていない地区については、市が率先して各町内会に呼びかけ自主防災組織の立ち上げを促進し、防災士の指導のもとに防災訓練や学習会を実施する必要がある。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

●防災行政無線、通信機器に関すること			
9	防災行政無線での伝達等	<p>防災無線放送はほとんど聞きとれない状況にあった。</p> <p>防災行政無線を補完する情報伝達手段が明確でない。</p> <p>防災無線の役割と活用の方法が周知されていない。</p>	<p>効果的な使い方(最大音量でのサイレン継続発信)の研究各家に個別無線端末を導入するなどして情報を確実に伝達するしくみが必要である。(特に高齢者)</p> <p>災害情報メールの登録促進、広報車での周知、自主防災組織での個別声かけ、有線放送の活用等、防災行政無線を補完する情報伝達手段の研究。</p>
●災害対策活動の広報に関すること			
10	道路寸断からの復旧情報	<p>交通機関の開通情報や道路の復旧予定情報が乏しかった。</p>	<p>災害時の道路情報や危険箇所の情報等をホームページにリアルタイムで載せる。(国・県とリンク)</p>
●避難場所の開設に関すること			
11	避難所の開設	<p>避難所開所の情報提供を受け、避難所に行ったが鍵が開いておらず、開くまで待っていた。誰が鍵を持っているのか。いつまで待てばよいのか、わからなかった。(府中学園体育館)</p>	<p>避難所の開設を知らせるメールが流れた段階では確実に開けていること。</p>
12	避難所の指定について	<p>自主避難所と指定避難所の2種類が設置されたことによる混乱。</p> <p>指定されている避難所に浸水危険箇所が多くある。</p> <p>避難所の収容人数やその人数に見合う物資の確保が十分でない実態がある。</p> <p>避難所の設備が十分でない(冷暖房、トイレ等)</p>	<p>自主避難所の設備(冷暖房・トイレ等)の確認や関係者(町内会代表者、消防団等)を含め、避難所の再検討が必要。</p> <p>各避難所に収容できる人数等の確認。</p>

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

13	自主避難所	<p>自主避難所の把握はできていたのか。 安否確認・物資要求の連絡手段や方法の確立はできていたか。 不自由な方は、トイレ・車いす・バリアフリー等の条件が追加されるが対応可能な施設はどれくらいあるのか。</p>	<p>自主避難所の開設等の情報を収集できる仕組みづくり。 施設整備。 市役所職員を派遣できない場合の、避難者確認や非常食・物品等の要望ができる体制構築とマニュアルの作成。</p>
<p>●避難所における食糧、物資の配布に関すること</p>			
14	避難所の物資について	<p>指定避難所でも備蓄品がなく道路寸断されると物資が届かなかった。 毛布等の不足は冬だった場合、耐えられない。 手ぶらでの避難が多く見られた、これではいくら物資を準備しても間に合わない。 避難する際の手順・準備など周知できてない。 地域で開設した自主避難所において、物資の不足があった。 高齢者が固い非常食を食べられない。</p>	<p>各自での非常持ち出し品を準備するような徹底を図る。 各避難所への物資の備蓄の検討。 指定・自主避難所に対する物資の格差が発生しないような体制づくり。 高齢者向けの柔らかい非常食の準備や、地域での炊き出し協力の検討。</p>

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

○避難所の運営に関すること			
15	帰宅困難者・旅行者等への対応	道路寸断による交通難民が多く発生したが、避難所への受入れができなかった。旅行者・帰宅途中者など困られていた。	帰宅困難者への対応が必要。外国人のケースもあり得るので、避難対応基準を整備しておく。困っている方は、地元の方でなくても支援する体制が必要である。
16	避難所の運営マニュアル	休日や夜間の避難所開設の場合、被害規模が予想を上回った時に、待機要員だけでは避難所運営スタッフが不足することがありうる。急な追加開設の場合は、担当職員の到着が遅れることも想定される。	避難所運営マニュアルを作成し、地元と協力して避難所運営の訓練を定期的に行う必要がある。
17	避難所の運営や考え方	避難所におけるプライバシーの問題。トイレ断水時や停電時の想定がされていない。	避難が長期化する場合、ダンボール等で間仕切りを行う等、プライバシー保護も必要。非常用トイレ・非常電源の確保を行うこと。
●水防活動に関すること			
18	消防団のブルーシートや土のう袋の不足	消防団のブルーシートや土のう袋の不足。	配置する量の再検討をする。また、土のう用の土を確保する。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

●ボランティア受入れに関すること			
19	ボランティアセンター	ボランティアの活動内容が不明なこともあり、要請内容及び方法がわからず、ボランティアを要請しても、道路事情により断られた。 また、ボランティアセンター自体がブルーシートや土のうなどの資材が不足していた。	ボランティアセンターの役割、業務内容等を明確化し、日頃から市民に周知すること。 また、発災の際には、立上げの時期、要請受付など市と社協の役割を明確にすること。
●被災高齢者等(避難行動要支援者)の援護に関すること			
20	避難行動要支援者サポート体制のための訓練	避難行動要支援者自身が自分の担当を知らず、支援者自身も自分が担当する避難行動要支援者を把握していない。	日常の避難行動要支援者、支援者を含めた、避難訓練の推進。
21	個人情報の取扱い	個人情報を理由に民生委員から町内会へ避難行動要支援者の情報提供ができなかった。	個人情報の取扱いについて、災害時のルールに基づいて、町内会と民生委員などへ周知徹底すること。
22	市と福祉施設との連携	避難行動要支援者が避難を躊躇した理由として、トイレ、手すり、車椅子など避難所設備に不安があり、併せて避難所までの移動手段がなかった。	避難行動要支援者の避難先として市内福祉施設の利用と移動時の車両使用等について、市と市内福祉施設で協議し、協定を結ぶこと。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

○被災者の実態調査に関すること			
23	被災者へのケア	<p>道路が寸断され集落が孤立化した場合、日用品や食料、水が手に入らなかった。 また、車両での通院が困難となり、透析患者は炎天下歩いて病院に行っていた。 そのほか、薬のストックがなくなるなど健康への不安が大きかった。</p>	<p>孤立している被災者の体調管理や生活支援の状況把握ができる体制づくりを支援すること。 また、対応マニュアルを作成し周知すること。</p>
●医療救護全般に関すること			
24	避難者へのケア	<p>避難所へ避難したが、体調が悪くなったり、体調不良に陥った場合の対処法がないことでの不安があった。</p>	<p>発災後速やかに、各避難所を医療専門職が巡回するなどの体制を整備すること。 各避難所に医療専門職を配置することが理想である。</p>
○感染症の予防に関すること			
25	感染症対策	<p>床上・床下浸水被害者への消毒液について、在庫不足が理由であると思われるが、当初は自己負担であったが、後に市から無料提供に変更された。 個人の井戸水について、ばい菌への不安があった。</p>	<p>消毒液の配布は原則無料とし、十分な在庫を確保しておくこと。 井戸水について、水質検査の必要性や被災の際の井戸水使用マニュアルを作成し周知すること。 断水時の対応として、県の災害時井戸共助利用制度について周知すること。</p>

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

●県土木事務所等の関係機関との連絡調整に関すること			
26	ダムの放流	ダムの放流により河川の水位が上昇した。放流の情報が伝わらないので、市民に不安が広がっている。	市民にダムの放流情報を的確に伝える情報提供システムを関係機関と連携し構築する必要がある。
27	河川内の草や樹木の撤去	河川の中州等にある樹木が大きくなりすぎ、川の流れを遮り水位が上がった。伐採を要望してもなかなか聞き入れられない状況にある。	一部の河川は、地域の住民に樹木の伐採を任すものもあるが、草や樹木の伐採は定期的に行うこと。
28	河川内の土砂堆積	大雨により支流の河川が増水し洪水、浸水被害を受けた箇所が大変多い。	浸水状況、浸水原因を調査し、長年にわたり溜まった川底の土砂を撤去すること。
29	河川の堤防改修	御調川と芦田川の合流地点の狭隘さが明郷学園付近の浸水の一因である。また、護岸の低い河川では大水が出るたびに越水し田畑や道路に土石が溢れ出る状況がある。	御調川と芦田川の合流地点の狭隘な部分の改修や浸水した地域の対策として、御調川広域河川改修事業や芦田川河川改修計画(平成20年12月策定)等の河川改修計画の早期完了を目指し、堤防未修復や低い堤防の改修を早期に実施すること。
30	砂防ダム、治山ダムの対策	砂防ダム/治山ダムが土石で満杯となり、土石流を受け止める機能がなくなっているところが多くなっている。	早期に点検等の対応時期を確認され、工事計画等を町内会や住民に周知すること。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

○災害廃棄物の処理に関すること			
31	災害ごみの処理対策	当初、被害の大きい地域に収集場所の指定がなく、また処理費用の負担情報が統一されず混乱した。また、クリーンセンターへ災害ごみを持ち込むための車輛を確保するのが難しい。	災害ごみ等の回収ルールを明確にしておくこと。
○障害物の除去に関すること			
32	個人敷地の土砂撤去	個人の敷地に流入した土砂の撤去に関して、あと付けながらも、実情に合わせて様々な支援が行なわれている。	災害時の個人敷地等の土砂撤去の緊急対応のルールを明確化して、迅速な対応と不公平感を生じさせない運用にすること。
○公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること			
33	ため池対策	水田の減少によって、管理が十分できていないため池が増えている。市内でも本山の竹田池は決壊、栗柄の大門池、用土の奥田池は堰堤亀裂の危険性があり、避難指示が出された。	市内にあるため池の全てを点検し、地域とため池の維持管理について「維持」「縮小」「廃止」を取り決め、緊急性の高いものより優先順位を付けてその対応をとること。また、すべてのため池の点検結果と対策について、住民に公開すること。
34	水路の復旧	用水路や側溝の土砂撤去について蓋が重いので機材がなければ持ち上げられず、土砂の撤去を市ができるのかどうかの判断が遅く作業の段取りがつかなかった。	応急対応ルールを明確にし、早急に対応すること。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

35	里道や農業用水路の復旧	中山間地域の里道の崩落が数か所あり、生活や農業に支障をきたしている。 農業用水路が詰まり、かなりの部分は地元で撤去したが、暗渠部分について対応が取れないので完全復旧に至っていない。	受益者負担で復旧するのが原則となっているが、豪雨災害対策で復旧処理してほしい。
●市街地の排水対策に関すること			
36	樋門の運用	芦田川の水位が基準を超えると、国交省→府中市→樋門管理者と連絡され、排水樋門が閉じられ、内水氾濫となり多くの家屋が床上・床下浸水となった。	排水樋門の必要性を周知し、開閉ルールなどについて地域の住民に説明し、地域の理解が得られるよう努めること。
37	樋門の運用と排水ポンプの設置	中須町の浸水では、芦田川と砂川は水位が上がるとそれぞれの樋門が閉まる。この豪雨では、権現川がオーバーフローしポンプで排水されたが効果なく、水が逆流し床上・床下浸水の被害が出た。	流域への降雨量と、砂川の時系列水位、水没地区の浸水時時系列水位や芦田川の水位の検証を行い、現排水ポンプ場の排水能力と排水溝の高さや位置と、当日の稼働状況などを分析して、中須地区等へのポンプ場の設置などの対策を講ずること。
○農家、事業者に対する支援に関すること			
38	農地	農地災害の対応に一貫性がなかった。	対応ルールのマニュアルを明確にすること。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

39	小規模被害農地・農業施設等の復旧支援	小規模被害農地・施設が多い。 今になって農業団体に被害調査依頼が来ている。 支援無しでは災害復旧できない。荒地、耕作放棄地につながる。	他の市町のように、小規模被害農地復旧に支援を行うなど農業振興につながる対応を必要とする。
その他			
40	地区の孤立	現在、上下と府中市街を結ぶ主要道路は県道24号線しかなく、篠根町の道路崩落により長期の通行止めとなり、市民生活に大きな影響を及ぼした。	地域交通確保のための道路政策を行い、交通遮断の影響を最小限に抑えること。そのため木野山町と出口町を結ぶ坂根道路のトンネル敷設や諸毛久佐線等の整備が必要である。
41	空き家の被災	床上浸水した地域の空き家については、誰も片づける人がいないので臭気がたち、流れ込んだゴミがそのままになっている。	所有者と早急に連絡をること。連絡がとれない場合は早急に市として対応策を講じること。
42	急傾斜地の谷川の整備	通常は単純な沢の流れだが、豪雨となると沢が谷川となり周りの土砂をえぐって土石流となる。今回あらゆる谷がえぐられたままとっている。次に豪雨がおきるとさらに土石流を運び出す危険がある。	砂防ダム等の予防措置をとること。